

## 習志野市公告第42号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び習志野市財務規則(平成3年規則第25号)第122条の規定により、一般競争入札の実施について必要な事項を次のように公告する。

令和元年7月11日

習志野市長 宮本泰介

### 1 一般競争入札(電子入札・事後審査入札)に付する事項

- (1)件名 習志野市立津田沼小学校 他25施設の電力  
(2)用途 習志野市立津田沼小学校 他25施設への電力供給  
(3)需要場所 習志野市立小中学校、習志野市立習志野高等学校及び総合教育センター  
(4)供給電力方式等 別紙仕様のとおり  
(5)予定契約電力及び予定使用電力量 別紙仕様のとおり  
(6)供給期間 令和元年10月1日午前0時から令和2年9月30日午後12時  
(7)予定価格 44,782,594円(消費税及び地方消費税を含む。)

### 2 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1)平成30・31年度習志野市入札参加資格者名簿の物品区分に登載されている者のうち、大分類「燃料・電力」、中分類「電力」に業種申請をしている者であること。  
(2)習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく指名除外措置を、本入札の公告日から落札者決定の日までの間、受けていない者であること。  
(3)電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売り電気事業の登録を受けている者であること。  
(4)地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の開札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者  
イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から

の更生手続開始決定がされていないもの

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

(5)本入札に参加しようとする者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### 3 参加申請

入札参加を希望する者は、「ちば電子調達システム」(以下「電子入札システム」という。)により「競争参加資格確認申請書」を提出すること。

その際、「事後審査入札参加申請書兼誓約書」(電子入札システムの本公告掲載箇所からダウンロードすることができる。)を、電子入札システムのファイル添付機能を使用し、提出すること。

なお、事後審査入札のため、資格確認に関するその他の資料提出は必要としない。

(1)申請期間

令和元年7月11日 から

令和元年7月19日 午後4時まで

(ただし、期間中の午前0時から午前8時まで及び電子入札システムがメンテナンス等により停止となる期間を除く。)

## (2)入札参加確認通知

入札参加を確認した場合は、令和元年7月22日正午までに電子入札システムにより通知する。

## 4 入札方法

### (1)入札方法

入札者は、電子入札システムにより入札金額を入力すること。

### (2)入札金額

落札決定に当たっては、電子入札システムより入力されたれた予定総額を落札価格とする。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額内訳書で見積もった消費税及び地方消費税を含む予定総額から、消費税及び地方消費税相当額(同予定総額に10／110を乗じ、小数点以下を切り捨てたもの。)を減じた金額を電子入札システムへ入力すること。なお、契約にあたっては、入札金額内訳書に記載した基本料金単価及び夏季電力量料金単価、その他季電力量料金単価を契約金額とする。

### (3)入札書提出期間

令和元年7月24日 午前9時から

令和元年8月6日 午後4時まで

(ただし、期間中の午前0時から午前8時まで及び電子入札システムがメンテナンス等により停止となる期間を除く。)

(4)その他入札に関することについては、入札要領によるものとする。

## 5 開札

(1)開札日時 令和元年8月7日 午前10時00分

(2)開札場所 習志野市役所庁舎 4階入札室

なお、開札に立ち会う場合、開札日前日の午後4時までに習志野市総務部契約検査課に連絡するものとする。

## 6 契約条項等を示す場所及び日時

### (1)仕様書等を示す場所及び日時

① 「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「入札情報サービス」に掲載するので閲覧又は必要に応じてダウンロードすること。

・アドレス:<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

・期間 令和元年7月11日から令和元年8月7日まで

- ② 総務部契約検査課窓口(習志野市役所庁舎3階)  
・期 間 令和元年7月11日から令和元年7月19日まで  
(午前9時から午後4時まで、閉庁日を除く。)

(2)仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、Eメール又は、ファクシミリにより提出すること。  
この場合、必ず電話にて受信を確認すること。

- ①提出日 令和元年7月24日  
②時 間 午前9時から午後4時まで  
③提出先 総務部 契約検査課 契約検査係 物品担当  
Eメールアドレス nyuusatsu@city.narashino.lg.jp  
ファクシミリ番号 047-453-1855

なお、質問に対する回答は、令和元年7月29日に習志野市ホームページに掲載する。

7 入札保証金及び契約保証金

免除

8 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1)指定した入札方法以外の入札  
(2)予定価格を超える金額による入札  
(3)明らかに連合によると認められる入札  
(4)電子認証を不正に使用した入札  
(5)入札要領に違反した入札  
(6)入札金額内訳書の合計金額と入札金額が異なっている入札  
(7)その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定

- (1)本入札は、事後審査型であるため、最低価格入札者(以下「落札候補者」という。)は、入札参加資格確認の結果、資格を有すると認められた場合に落札者とする。  
(2)落札候補者は、開札日の翌日(閉庁日を除く。)までに「入札参加資格確認申請書(事後審査入札)」及びその他関係書類を提出しなければならない。なお、この書類を提出しない場合は、落札候補者の資格を失う。  
(3)資格審査により失格と決定された落札候補者は、その決定通知を受けた日から3日以内に、

理由について説明を求めることができる。

## 10 その他

- (1)提出された資格確認資料等は、返却しない。
- (2)申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3)入札参加者が使用する機器に障害等やむを得ない事態が生じた場合は、習志野市の承諾を得て、紙入れに変更することができる。
- (4)本公告に記載する以外の事項については、習志野市電子入札約款及び習志野市電子入札システム運用基準のとおりとする。
- (5)事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号のとおりとする。
- (6)この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除する。

## 11 問合せ先

総務部契約検査課契約検査係  
習志野市鷺沼2丁目1番1号  
電話 047-451-1151(代表)